

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月30日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局

大隅河川国道事務所長 平田 遼

## 1 調達内容等

- (1) 調達件名及び数量 R 8 桜島砂防観測施設保守点検業務 1 式（電子入札対象案件）
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 鹿児島県肝属郡肝付町外
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札者は、本調達案件価格のほか、本調達案件に要する一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

## (6) 電子調達システム（G E P S）の利用

本調達案件は、競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出するものとする。

## 2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札までに令和 7・8・9 年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A、B、C、又は D 等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。  
一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所所で申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- (4) 鹿児島県に本店がある者。
- (5) 桜島砂防出張所に概ね 2 時間以内に到達できること。
- (6) 測量法第 49 条により登録された測量士 2 名以上を有する者。
- (7) 平成 27 年度以降において、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注 1）、特別地方公共団体（注 2）、地方公社等（注 3）、公益法人（注 4）が発注の同種又は類似業務に係る履行実績を有しなければならない。履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書な

ど業務内容が確認できる書類を添付すること。

なお、契約金額100万円以上の業務を対象とする。

同種業務：土石流観測又は水文観測にかかる施設の点検又は本業務における点検整備と同等機器（特記仕様書（案）別紙－1に示す観測機器のいずれか1つ以上）の設置又は更新又は修繕に関する業務

類似業務：河川又は砂防施設の巡視に関する業務

（注1）「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す法人、及び国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

（注2）「特別地方公共団体」とは、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団をいう。

（注3）「地方公社等」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

（注4）「公益法人」とは、次のものをいう。

一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は公益社団法人）

（8）本業務には、測量法第49条により登録された測量士を主任技術者として配置できること。

配置予定の主任技術者については、3ヶ月以上参加資格確認する社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお「恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書の提出日において正社員として3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

（9）事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出していないこと。

（10）申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

（11）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（12）入札説明書の交付を下記3（3）の交付方法により、直接入手した者であること。

### 3 入札書及び申請書等の提出場所等

（1）入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

九州地方整備局大隅河川国道事務所 経理課

電話0994-65-2542 fax0994-65-9524

（2）入札説明書の交付期間

令和8年1月30日 から 令和8年2月17日 まで

（3）入札説明書の交付方法

電子調達システム（調達ポータル）により交付する。（質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。）

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、上記 3（１）に問い合わせること。

- (4) 電子調達システム（調達ポータル）のURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

- (5) 電子調達システム、持参、郵送等又は電子メールによる申請書等の提出期限

令和8年2月17日 17時00分

- (6) 電子調達システム、持参又は郵送等による入札書の提出期限

令和8年3月23日 17時00分

- (7) 開札の日時及び場所

令和8年3月24日 10時00分 九州地方整備局大隅河川国道事務所入札室

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項

本調達案件の入札に参加を希望するものは、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、下記により提出しなければならない。

ア 電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを上記3（5）に示す提出期限までに上記3（4）に示すURLに提出しなければならない。

イ 紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを上記3（5）に示す提出期限までに上記3（1）に示す場所に提出しなければならない。

ウ 上記ア、イいずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

エ 上記2（2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）を有していない者も上記4（3）により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (4) 落札対象

申請書等を基に、分任支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。

- (5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、九州地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための電子証明書を不正に使用した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取消す。

- (6) 契約書の作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、原則として、当該入札の執行における入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99

条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

(８) 手続きにおける交渉の有無 無

(９) 契約日は令和８年度予算が令和８年４月１日までに成立した場合は令和８年４月１日とし、４月２日以降に成立した場合はその成立日とする。なお、契約日に関わらず、契約（履行）期間の始期は令和８年４月１日とする。

また、暫定予算となった場合、本調達案件に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。なお、本予算成立後は令和９年３月３１日までとする。

(１０) 本調達案件に関する詳細は入札説明書による。